

○勤務条件等概要（2026.4.17現在）

- (1) 身分 パートタイム会計年度任用職員  
 ※地方公務員法の服務等が適用されます。  
 ※内規の範囲内で兼業（副業）が認められます。
- (2) 任期等 令和8年6月1日から令和9年3月31日まで  
 ※任期の始め1か月間は条件付採用期間です。  
 ※同一の職が次年度も設置される場合、人事評価結果を参考に再度任用されることがあります。（4回まで）
- (3) 職種 事務補助、教育関係
- (4) 勤務場所 小山町健康福社会館
- (5) 勤務日等 月曜日から金曜日（週3～5日）シフトなし  
16時00分～21時30分の間で応相談
- (6) 仕事内容 町営塾の授業監督（声かけ）、タブレット等の授業準備・片付け等を行っていただきます。
- (7) 資格・経験等 特になし
- (8) 給料等 時間給1,263円）（月末締め翌月21日支払い）
- ◇地域手当 なし（月額に参入）

◇期末勤勉手当支給表

年間4.65月支給

基準日	支給日	支給額
6月1日	6月30日	期末：基準日前6か月の月額平均×1.2625月×期間率 勤勉：基準日前6か月の月額平均×1.0625月×期間率
12月1日	12月10日	期末：基準日前6か月の月額平均×1.2625月×期間率 勤勉：基準日前6か月の月額平均×1.0625月×期間率

- ※週15時間30分未満の勤務の場合は、支給がありません。  
 ※基準日に在職期間が2か月未満の場合は支給がありません。  
 ※基準日前6か月間の在職期間により、期間率が異なります。

◇通勤手当支給表

通勤方法等		月額	1日当たりの単価
交通機関利用者(バス・電車等)		運賃等相当額 (150,000円限度)	月額の1/21
自転車等の 交通用具 利用者 (自家用車・ バイク等)	片道2km以上3.5km未満	2,800円	133円
	片道3.5km以上5km未満	4,000円	190円
	片道5.0km以上7.5km未満	5,900円	280円
	片道7.5km以上10km未満	7,900円	376円
	片道10km以上12.5km未満	9,900円	471円
	片道12.5km以上15km未満	11,900円	566円
	片道15km以上17.5km未満	13,800円	657円
	片道17.5km以上20km未満	15,800円	752円
	片道20km以上25km未満	19,700円	938円
	片道25km以上30km未満	23,700円	1,128円
	片道30km以上	26,100円	1,242円
上記の併用者		上記の合計(150,000円限度)	

※通勤方法は、通勤届により確認する。

(9) 有給休暇等

【有給】

- ・年次有給休暇：付与日数＝週または年間の勤務日数による  
 ※次年度へ20日限度に繰越可能

勤務日数 ／週	5日以上	4日	3日	2日	1日
勤務日数 ／年	217日以上	169日から 216日まで	121日から 168日まで	73日から 120日まで	48日から 72日まで
6か月を超 1年以下	10日	7日	5日	3日	1日
5か月を超 6か月以下	7日	5日	4日	2日	1日
4か月を超 5か月以下	5日	3日	2日	1日	1日
3か月を超 4か月以下	3日	2日	1日	1日	0日
2か月を超 3か月以下	2日	1日	1日	0日	0日
1か月を超 2か月以下	1日	0日	0日	0日	0日
★	20日	16日	12日	8日	4日

★継続して再度任用された場合の（継続勤務期間の初日の属する年度から現年度までの年度数が1年度以上の場合）の付与日数

- ・夏季休暇：付与日数＝週または年間の勤務日数による  
 ※6月～10月の間で取得

1週間の勤務日の日数	5日以上	4日	3日
1年間の勤務日の日数	217日以上	169日から 216日まで	121日から 168日まで
付与日数	3日	2日	1日

- ・忌引休暇 ・病欠休暇 ・公民権行使 産前産後・子の看護 等

【無給】

- ・介護休暇 ・介護時間 等

(10) 社会保険等加入

雇用保険・労災または非常勤職員公務災害・健康保険（共済）・厚生年金  
 ※勤務条件によって加入要件の定めがあります。

(11) その他

- ・自家用車で通勤し職員駐車場を利用する場合、駐車場代を月600円徴収

・本業務へ従事するに当たっては、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「子ども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

・特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、子ども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。